



答申第806号
令和2年2月20日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、令和2年2月20日付け環事第2027号により質問がありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

不法投棄防止カメラの設置について (条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 従前の山間部に加えて、市街地の多量あるいは経常的に不法投棄が行われている場所において、不法投棄防止カメラを設置し、不法投棄行為者の画像等を収集することは、不法投棄の抑止と不法事案の解消に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

不法投棄防止カメラの設置について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別 紙
答申 806

◎は、場合により条例第7条第3項に該当する情報を含む

収集する個人情報

主として、以下の個人情報の収集を行う。

◎1 不法投棄行為者の画像等

2 不法投棄行為者が乗車する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート

上記の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

◎3 撮影対象地点を通過する人物の画像等

4 撮影対象地点を通過する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート